

第 7 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～

加東市役所 5 階 5 0 1 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 1 3 号議案 加東市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

協議事項 6 加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

7 そ の 他

- ・加東市部活動地域展開推進計画について
- ・後援名義の許可について
- ・各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 7 年 1 1 月 2 7 日 (木) 午後 2 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 5 階 5 0 1 会議室

10月定例教育委員会教育長報告

令和7年10月28日

- 1 加東市校長会 10月3日（金）於：社学園中
- 2 トライやるウィーク（10月6日～10日） 中学2年生 各事業所
- 3 加東市教頭会 10月6日（月）於：滝野東小
- 4 加東市ノーベル大賞表彰式 10月12日（日）於：滝野図書館
- 5 臨時議会 10月14日（火）於：議場
- 6 校長人事評価・育成システム面談 10月14日、15日、16日
於：教育委員会
- 7 加東みらいこども園運動会 10月18日（土） 於：みらいこども園
- 8 みなぎの書道展表彰式 10月19日（日）於：吉川総合公園
- 9 第2回兵庫県都市教育長協議会 10月20日（月）於：滝野図書館
- 10 代表区長会 10月24日（金）於：201
- 11 小学校運動会 10月25日（土） 於：各小学校
- 12 加東市部活動改革シンポジウム 10月26日（日） 於：201
- 13 定例教育委員会 10月28日（火）於：501
- 14 第2回加東市教育支援委員会 10月30日（木）於：はぴあ
- 15 近畿都市教育長研究協議会 10月30日（木）於：琵琶湖ホテル

第 1 3 号議案

加東市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

加東市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日提出

加東市教育長 藤 原 寛

加東市教育委員会規則第 号

加東市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

加東市立学校施設使用条例施行規則（平成 1 8 年加東市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改	正	前	改	正	後
---	---	---	---	---	---

(使用の許可等) 第2条 学校施設を使用しようとする者は、<u>市立学校施設使用申請書兼使用許可書（様式第1号）</u>を当該学校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。ただし、特別の事由があるとき校長が認めるときは、この限りでない。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 校長は、学校施設の使用を許可したときは、<u>市立学校施設使用申請書兼使用許可書（様式第1号）</u>を交付する。 3 〔略〕 (使用料の減免) 第5条 〔略〕 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の使用申請書兼使用許可書を提出する際に、その使用の内容を記載した<u>市立学校施設使用料減免申請書（様式第2号）</u>を併せて提出しなければならない。 附 則 （社学園小学校、社学園中学校及び東条学園小中学校に関する特例）	(使用の許可等) 第2条 学校施設を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した文書により当該学校長（以下「校長」という。）に申請しなければならない。ただし、特別の事由があると校長が認めるときは、この限りでない。 （1） 学校施設を使用しようとする者の氏名、住所及び連絡先電話番号（団体の場合は、名称、所在地、代表者氏名及び連絡先電話番号） （2） 使用する学校施設の名称並びに日及び時間 （3） 人数、目的その他の使用の内容に関する事項 2 校長は、学校施設の使用を許可したときは、<u>その旨を記載した文書を交付する。</u> 3 〔略〕 (使用料の減免) 第5条 〔略〕 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の規定による申請をする際に、<u>前項各号のいずれかに該当すること</u>を証する文書を添付して申請しなければならない。ただし、<u>同項各号のいずれかに該当することが明らかであるとき校長が認めるときは、当該文書の添付を省略することができる。</u> 附 則 （社学園小学校、社学園中学校及び東条学園小中学校に関する特例）
---	--

様式第2号（第5条関係）

市立学校施設使用料減免申請書

年 月 日

様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

学校施設の使用料の減免を受けたいので、加東市立学校施設使用条例施行規則第5条第2項の規定により次のとおり申請します。

施設名	
使用の内容	
使用の日時	
	加東市又は加東市が関係する地方公共団体等が使用するため
	使用の内容が市の施策の普及又は振興に寄与するものであるため
	使用の内容が青少年の健全育成に寄与するものであるため
申請の理由	使用の内容が、体育、健康又は社会福祉の推進に特に寄与するものであるため
	その他 ()

〔削る〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

第 13 号議案 要旨

加東市立学校施設使用条例施行規則の一部改正（要旨）

1 改正理由

電子申請運用開始に伴い様式を削除するものです。

2 改正内容

- (1) 全ての様式を削ること。（第 2 条及び第 5 条関係）
- (2) 所要の文言整理をすること。（附則第 3 項関係）

3 施行期日 令和 7 年 1 1 月 1 日

協議事項 6

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定について

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和7年10月28日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

協議事項 6

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（要旨）

1 改正理由

加東市立小学校、中学校、義務教育学校又はこども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日 令和8年4月1日

第 号議案

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のように定める。

令和 7 年 月 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分 学校医	報酬の額		報酬の額
	1 校当たり	年額	2 2 9, 0 0 0 円 + 4 8 9
	1 人の場合	円 × 児童生徒数	
	1 校当たり	年額	2 2 9, 0 0 0 円 + 4 8 9

	2人以上の場合	円×児童生徒数×7／10		2人以上の場合	円×児童生徒数×7／10
学校歯科医	1校当たり 1人の場合	年額 <u>176,000円</u> ＋489 円×児童生徒数	学校歯科医	1校当たり 1人の場合	年額 <u>181,000円</u> ＋489 円×児童生徒数
	1校当たり 2人以上の場合	年額 <u>176,000円</u> ＋489 円×児童生徒数×7／10		1校当たり 2人以上の場合	年額 <u>181,000円</u> ＋489 円×児童生徒数×7／10
学校薬剤師	年額 <u>154,000円</u>		学校薬剤師	年額 <u>158,000円</u>	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	
備考 〔略〕	備考 〔略〕				

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

加東市部活動地域展開推進計画

令和 7 年 1 1 月
加東市教育委員会

目 次

はじめに

I 推進計画策定の背景

- 1 国の動向 1
- 2 県の動向 2
- 3 本市の中学校部活動を取り巻く現状 3～4
 - (1) 部活動における少子化の影響
 - (2) 教員の負担

II 推進計画の基本的な考え方 5

- 1 策定趣旨
- 2 位置付け
- 3 実施期間・取組
- 4 目指す姿

III 学校部活動の地域展開に向けた課題と対応 6～7

- 1 実施主体・運営主体
- 2 地域クラブ活動の認定
- 3 指導者
- 4 活動場所
- 5 保護者負担

IV 地域クラブ活動の大会等への参加について 7

おわりに

はじめに

これまで学校部活動は、我が国のスポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちがスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じて社会性の育成に資するなど、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。また、教育活動の一環として行われ、教師と生徒が目標を共有し、ともに成長を実感することで、信頼関係の構築にもつながるなど、大切な学びの機会となってきました。

一方、昨今の急速な少子化に伴う、部員数の減少等により、現行の部活動では、子どもたちの幅広いニーズに応えることができない状況が生じています。

また、部活動は、これまで教師の献身的な支えにより運営されてきましたが、指導経験がない教員にとって多大な負担となっていることや長時間勤務の一因であるなど課題も挙げられています。

国は、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、できる限り部活動の地域展開の早期実現を目指しています。また、令和8年度からの6年間を改革実行期間として、休日だけでなく、平日も含めた地域展開を目指す期間としています。

本市では、中学校部活動指導員配置事業（国庫補助事業）を活用し、令和2年度から市内中学校へ、顧問と同様に単独での指導や練習試合等の引率が可能な部活動指導員を配置し、部活動の充実や教員の負担軽減に取り組んできました。今後は、将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動等を楽しめる環境づくりを目指し、地域展開を推進します。

【本市における部活動指導員配置人数】

令和2年度	2人	令和3年度	5人	令和4年度	8人
令和5年度	12人	令和6年度	18人		

子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくりが重要であり、単に学校部活動の地域展開自体を目的化するのではなく、あらゆる関係者の連携・協働の下、子どもたちを含む地域住民全体を巻き込んだ取組を進め、学校部活動の地域展開を地域づくり・地域振興へ発展させていくことが重要であると考えます。

Ⅰ 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年3月に学校教育法施行規則の改正による部活動指導員の制度化、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）1月には中央教育審議会の答申（「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」）において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されました。

これらを踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」により、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

そして、令和7年5月16日に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめでは、地域クラブ活動の在り方等をよりの確に示すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更となりました。また、令和8～13年度（前期：R8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：R11～R13年度）を「改革実行期間」とし、前期の間に、確実に休日の地域展開等に着手、平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進していくこととしています。そのほか、今後、地域展開を進めていく上で以下のような必要性も示されています。

認定要件	・国から地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要性。
費用負担	・受益者負担と公的負担とのバランス等の在り方等を検討。 ・受益者負担の水準については、国から金額の目安等を示す。

2 県の動向

各自治体で体制づくりを進めていくに当たっては、関係者の合意形成や条件整備等に時間を要する場合も考えられることから、まずは、学校部活動の地域連携や部活動指導員・外部指導者など、地域指導者の活用や合同部活動等を推進し、令和5年度から令和7年度中に、個々の課題を踏まえながら円滑で段階的な地域移行を進めることとし、令和8年度から以下のとおり実施することが目標とされました。

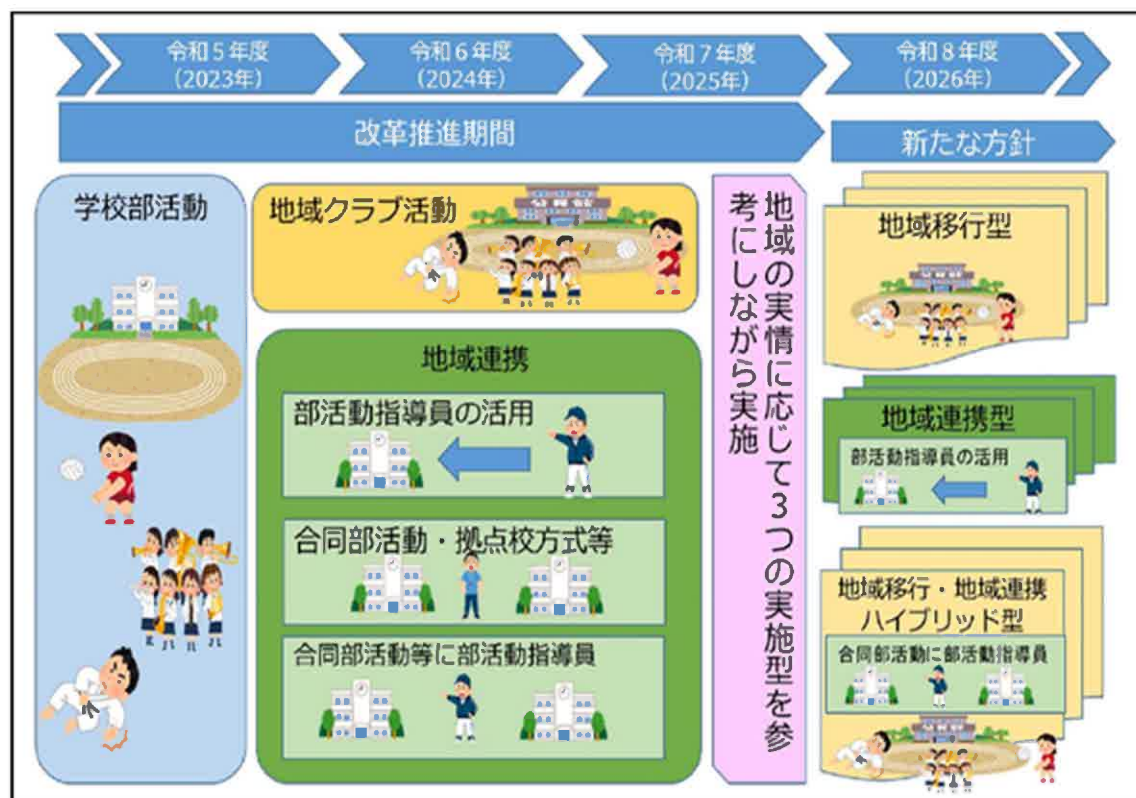
【目的】

中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり

【目標】

○地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保

○休日の部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き原則、教職員が従事しなくても良い環境づくり



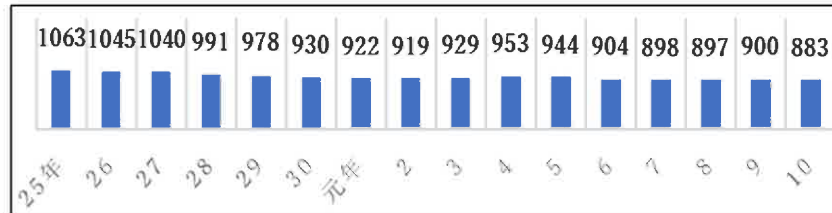
「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月/兵庫県教育委員会）から

3 本市の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 部活動における少子化の影響

本市の生徒数は、平成25年度の1,063人から令和6年度は904人となり（減少率約15%）、少子化が進んでいます。令和10年度には、883人となる見込みで、今後も減少傾向にあると思われます。

表1 加東市における生徒数の推移（R6以降は見込み）



少子化は部活動の加入数にも影響しており、令和6年度の1・2年生を見ると、全生徒数574人のうち、約86.4%の496人の生徒が部活動に参加しているものの、入部者の偏りや全体数が少ないことから、団体競技においては学校単位でチームが組めず、運動部活動では、合同チームで大会に参加せざるを得ない競技、学校が増加しています（野球、サッカー、ソフトボール等）。合同チームは生徒の大会への出場機会を保障するための中学校体育連盟による措置ですが、年度によってチーム編成が変わるなど、課題となっています。文化部活動においても部員の減少など、同様の傾向が見られます。

また、近年では学校部活動以外のスポーツクラブ・団体等に所属する生徒が市内では、51人、全体の約11.3%になり、年々増加しているなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られます。今後、従来の枠組みでの部活動の維持が一層難しくなっている現状にあります。

表2 中学校部活動の部員数（R6年度）

部活動	社		滝野		東条		社		滝野		東条		3校
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
軟式野球	10	2			4	4		1	2	2			25
サッカー	6	6			11	1			2	9		3	38
陸上競技	12	8	10	7									37
剣道	1	2	2										5
バドミントン									5	1	4	2	12
男子バレー	3	6			4	7			3	4			27
男子バスケ	4	15			8	8							35
男子卓球	3	10											13
男子テニス	15	11			9	11							46
女子バレー			6	14			5	5			2	7	39
女子バスケ			9	6			5	5			5	3	33
女子卓球			11	11			17	8			22	25	47
女子テニス			14	3			6	12			9	10	54
ソフトボール			10	5									15
吹奏楽	2	2	5	12			4	10	4	3	3	2	47
美術部			6	1									7
文芸部											5	1	6
科学部													0
科学園芸					2	4							6
飼育園芸		1	2	1									4
校外部	11	13	1	1	3	9	1		7	3	2		51
無所属	3	8	4	5		2		2		2		1	27

（２）教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応など、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、教職員が取り組まなければならない課題もますます多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

令和４年に文部科学省が行った教員勤務実態調査では、１日当たりの在校等時間（表３）は、小学校で平日１０時間４５分、休日３６分、中学校では平日１１時間０１分、休日２時間１８分でした。そのうち、勤務時間は、７時間４５分のため、月当たりの超過勤務時間の合計は、小学校で６２.４時間、中学校で７４.５時間という結果が出ており、小学校と比較して中学校が長いことが分かりました。

表３ １日当たりの在校等時間（時間：分）【１０・１１月】
（令和４年度教員勤務実態調査：文部科学省HPより一部抜粋）

平日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和４年度	増減	平成28年度	令和４年度	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31
土日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和４年度	増減	平成28年度	令和４年度	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04

また、業務内容別の在校等時間（表４）を見ると、中学校の教員が部活動指導にあてる時間は、平日で３７分、休日で１時間２９分であり、月当たり１８時間前後となりますが、練習試合や大会等への引率などを含めると、さらに長時間になる状況となります。

表４ 業務内容別の在校等時間（時間：分）【１０・１１月】
（令和４年度教員勤務実態調査：文部科学省HPより一部抜粋）

	平日		土日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
授業	4:13	3:16	0:02	0:01
授業準備	1:16	1:23	0:10	0:11
生徒指導(集団１)	0:56	0:49	0:00	0:00
部活動・クラブ活動	0:03	0:37	0:01	1:29

Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくり、そして居場所づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動等を通した生徒の居場所づくり、健全育成という観点から、中学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。

3 実施期間・取組

国は、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として位置付けて支援しつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしてきました。また、令和8年度から13年度を「改革実行期間」として、休日の地域展開について確実に着手するとともに、平日・休日を通した活動を包括的に企画調整していく期間と位置付けています。本市においては、各種目団体や各学校、行政の合意形成や条件整備等で時間を要することが想定されるものの、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術活動等の環境を整備するため、学校や地域の実情に応じた地域展開を推進します。

そのため、国ではこれまでの改革推進期間においては、休日の部活動から段階的に展開していくことを基本としてきましたが、本市では、生徒等に対する一貫性のある指導の観点から、令和10年度総体後を目途に休日と平日を一体的に地域展開し、隔たりのない活動・指導体制の構築を進めます。

4 目指す姿

地域展開を進めていくに当たっては、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動等の機会を確保しつつ、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障し、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動等に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。そのためには、部活動の地域展開は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動等に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になると考えます。

Ⅲ 学校部活動の地域展開に向けた課題と対応

1 実施主体・運営主体

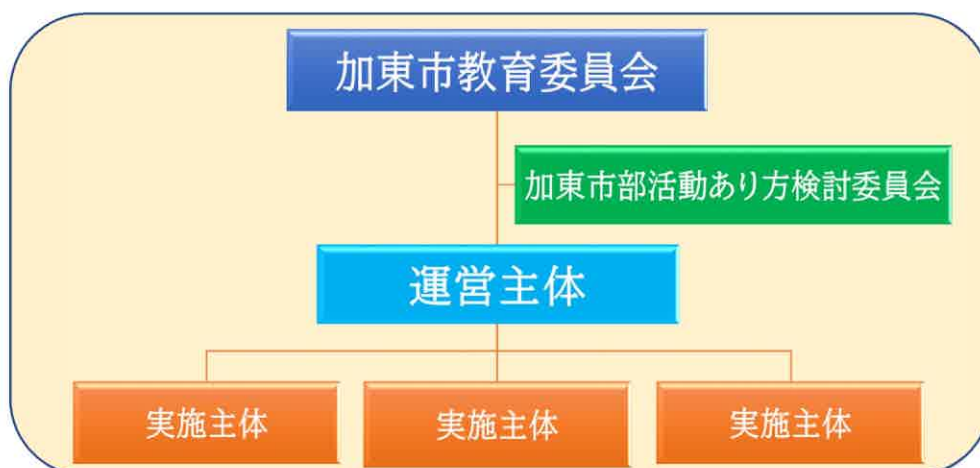
本事業を実施する組織は、継続性・安全性等を考慮し、加東市教育委員会が定める認定要件に沿った活動を行う団体とします。

実施主体の活動を統括する運営主体については当面の間、加東市教育委員会を想定し、今後の運営について検討を進めます。なお、各種目の地域クラブ運営に関しては、既存・新設を問わず、円滑な地域展開が可能になるよう支援を検討します。

地域展開を進めるにあたっては、体制整備はもちろん、行政、学校、種目団体等の関係団体との連携が重要となります。各部活動の地域展開に伴う合意形成等、種目や地域クラブによって事情が違ふことから、まずは取組を進められるところから支援していき、将来的には完全地域展開を目指します。

合意形成や条件整備等については、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等を楽しむ機会を確保し、子どもたちのことを第一に考えることを基本とします。

【イメージ図】



2 地域クラブ活動の認定

新たに地域クラブ活動となる団体については、新設又は既存を問わないこととしますが、子どもたちが安全安心に活動できる体制を整えるため、一定の要件を満たすことで登録団体として認定します。学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること、クラブ規約等により適切な運営を行うこと等を要件として設定します。これにより、実施に当たり運営主体や各地域クラブ活動内でのトラブル等を回避し、子どもたちがのびのびとスポーツ・文化芸術活動等を楽しめる環境の整備を目指します。

3 指導者

指導者としての活動を希望する場合は、今後整備する人材バンクへ資格保有の如何を問わず登録します。それをもとに、地域クラブ活動の団体が指導者を募集する場合、加東市教育委員会がマッチングをします。地域クラブ活動で指導者として従事するかどうかは、実施主体と活動希望者で決めていただきます。

資質・能力の確保・維持については、管理者が定めた規則を遵守することや指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

教員等については、活動を希望する場合、兼職兼業制度の活用により教員ではなく、地域指導者の一人として活動します。

4 活動場所

活動場所については、原則、学校施設もしくは社会教育施設の利用となりますが、状況によっては、社会体育施設も利用します。

学校部活動と地域クラブ活動が並行して行われている期間は、部活動を最優先とし、次に地域クラブ活動の利用が優先されるような仕組みを検討します。

5 保護者負担

クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担が発生します。現状の学校部活動の部費相当での設定が想定されますが、種目によって異なる場合も考えられます。各地域クラブ活動で保護者負担の軽減を図るため、できる限り低廉な金額になるよう設定し、保護者に理解を得ることが重要です。特に、保険料については、現在、学校部活動で加入している日本スポーツ振興センターの保険対象外となるため、生徒、指導者とも自己負担となります。

なお、持続可能な地域クラブ活動運営の観点から、指導者謝金等については、受益者負担も含め検討を進める必要があります。

IV 地域クラブ活動の大会等への参加について

部活動の地域展開に伴い、日本中学校体育連盟（中体連）では令和5年度から全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加を全種目で認め、参加が可能となりました。それを受け、県や市の中体連でも同様に地域クラブ活動の参加を認めています。

今後は中体連主催の大会への地域クラブの参加がさらに増加するものと考えられることから、子どもたちの活躍の場を保障するため、中体連との連携を図り、大会等に関する情報提供など地域クラブ活動への支援に努めます。

なお、地域クラブの大会への登録・参加については、各種目で取り扱いが異なる場合があります。

おわりに

加東市では令和５年７月に「加東市部活動あり方検討委員会」を設置し、地域でスポーツ・文化芸術を支えている関係団体・保護者・教職員の代表により、加東市の子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりのために取り組むべき課題等について協議してきました。

ところが、長い歴史の中で培われてきた学校部活動の存在や意義は大きく、前例のない部活動改革の推進には、これまでの私たちの価値観を大きく転換する必要がありました。また、地域展開を進めるための体制整備、指導者や活動団体の確保と質の向上、学校との連携方法、活動場所の確保、保護者負担の軽減など、多岐にわたる課題を認識し、その解決に向けて、大人が一丸となって取り組まなければならないとの決意を新たにしました。

この間、「地域移行」という名称は、その理念や地域クラブ活動の在り方をより的確に表すため「地域展開」と変更されました。新たな「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環と捉えることができ、スポーツや文化芸術活動等を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではありません。「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

また、学校部活動からの円滑な地域展開を目指して取り組まれた全国の事例が、数多く集まりつつあります。これらの知見を参考にしつつ、加東市の子どもたちの現状に合わせた地域展開に向け、取組をブラッシュアップさせていくために、さらなる関係者の理解が必要です。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、全ての学校部活動がスムーズな地域展開に取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。

加東市地域クラブ活動 運営方針

1 策定の目的

「加東市地域クラブ活動運営方針」（以下「運営方針」という。）は、地域クラブの運営上の実務的な手引きとなることを目的として策定するものです。

2 参加者

加東市在住の子どもたちを中心とした地域クラブ活動への参加を希望する者を参加対象とし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育成します。活動への参加は、自由意思によるものであり、強制するものではありません。

3 基本的な考え方

（1）地域クラブ活動が目指す姿について

加東市における地域クラブの活動は、以下の3つを目的とします。

- ①スポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会の充実
- ②子どもたちの居場所づくり
- ③健全育成・生涯スポーツ・生涯学習社会の実現

（2）地域クラブ活動団体について

地域クラブ活動団体とは、スポーツ・文化芸術活動及びレクリエーションを目的とした活動を実施する団体を指します。本市において活動する場合、加東市教育委員会事務局に登録申請を行い、認定要件を満たした活動団体を認定・登録をします。登録については、「加東市地域クラブ活動団体募集要項」に基づいて行います。

（3）活動場所について

原則、学校施設もしくは、社会教育施設の利用を中心としますが、種目や目的により、社会体育施設等も活動場所として利用します。当面は、加東市教育委員会事務局が施設利用の調整を行います。

4 運営方針

(1) 活動体制について

- ①学校生活(学校行事を含む)を優先とした活動
- ②日常継続的に適切で安全安心な指導体制
- ③適切な活動時間や休養日等の設定
- ④原則、加東市内の中学生等を受け入れた活動

(2) 活動時間・頻度について

- ①週5日以内の活動とする。
- ②活動時間は最大週11時間程度を目安とする。
- ③中学校・義務教育学校における定期考査(中間・期末考査)の実施1週間前並びに学校行事当日及びその前後において、参加者の実情に応じた活動に配慮する。

5 指導体制について

(1) 指導者の人数

地域クラブ活動は、一人の指導者でも活動できるが、複数名であることが望ましい。一人の指導者で活動を行う場合は、各地域クラブの規約や活動方針の中で、会計事務については、別の者が担当するよう定めること。

(2) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係やたとえ保護者の容認があったとしても、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行う。

指導者は、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

(3) 保険の加入

地域クラブ活動では、学校部活動で加入していた日本スポーツ振興センター災害共済は給付の対象外となる。(指導者・生徒とも保険料は自己負担となる。)安全安心な活動のため、各活動団体でスポーツ安全保険等の保険に加入すること。

6 参加するための移動方法等

(1) 移動方法について

地域クラブ活動では、場合によっては広範囲からの参加が想定されるため、参加者は、自転車や公共交通機関、借り上げバス、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するか地域クラブと情報共有するとともに、利用する施設等に定められたルールに従うものとする。

(2) ルールやマナーについて

地域クラブ活動団体の指導者は、参加者が移動する際、公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底する。特に、自転車を使用して地域クラブ活動に参加する場合は、必ず保険加入を勧めるとともにヘルメットの着用についても指導すること。また、各学校で定められたルールに従うものとする。

(3) 情報共有について

地域クラブ団体の指導者は、万が一、参加者が移動中に交通事故等のトラブルに巻き込まれた場合は適切な対応をとるとともに、その保護者へ必ず連絡すること。また、参加者に関わる重要な案件については、参加者の所属校にも速やかに報告すること。

7 その他

今後、国や県より、地域クラブ活動に関わるガイドライン等が新たに示された場合、または部活動の地域展開に関わる状況が変わった場合は、加東市教育委員会事務局が本方針を必要に応じて適宜、改定するものとする。

8 附則

本方針は、令和7年10月 日より施行する。

加東市地域クラブ活動指導者資格取得補助金交付要綱

令和 7 年 1 0 月 1 日

加東市告示第 1 0 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市立学校における部活動の地域展開において、生徒や保護者が安全・安心の下、スポーツ・文化芸術活動等を行う体制を整えるため、地域クラブで指導する者又は指導する予定の者に対して、指導者資格の取得に要する経費について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定団体 教育委員会が定める「加東市地域クラブ活動に関する認定要項」において定める認定要件を満たし活動する団体をいう。
- (2) 地域クラブ 認定団体で、学校管理外においてその団体の責任の下、生徒等を受け入れてスポーツ・文化芸術活動等をするものをいう。
- (3) 指導者資格 兵庫県中学校体育連盟が定める取得した年度の「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」に係る各競技部細則において定められている資格又は「補助金対象指導者資格一覧」において定める資格をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 市立学校における部活動の地域展開において、地域クラブの代表者又は指導者として、この告示に基づく補助金の交付を受けて指導者資格を取得し、又は更新した日から 4 年以上活動できること。
- (3) 国、市、他の地方公共団体又はスポーツ若しくは文化芸術の振興を図る団体から同じ目的の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以後に取得する指導者資格について、その取得に当たって必須となる講習会の受講料、資料代及び初回の指導者資格の登録料
- (2) 令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得した指導者資格について、その更新にかかる費用

2 補助金の額は、前項第 1 号又は第 2 号のいずれかの補助対象経費の額とする。

(指導者資格の取得等の申出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指導者資格を取得し、又は更新しようとする前に、次に掲げる事項を記載した文書により市長に届け出るものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先電話番号
- (2) 指導者資格の名称及び種類
- (3) 指導者資格を取得しようとする場合は、その予定日
- (4) 指導者資格を更新しようとする場合は、その予定日及び当該指導者資格の取得日

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条の規定による届出をした指導者資格を取得し、又は更新したときは、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより、補助金の交付を申請するものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先電話番号
- (2) 指導者資格の名称及び種類
- (3) 指導者資格を取得し、又は更新した日
- (4) 補助金の交付申請額及びその内訳
- (5) 補助金を受け取る金融機関の口座の情報
- (6) 第3条各号に掲げる全ての要件を満たすことを誓約する旨

2 前項の規定による申請に当たり、申請者は、次に掲げる文書を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払った日及び金額が分かるもの
- (2) 指導者資格を取得し、又は更新したことが分かるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、次条第1項の審査をするために市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容の審査をし、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査をし、適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、その理由を記載した文書により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、交付決定をしたときは、第6条第1項第5号の金融機関の口座に振り込むことで、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者について1回限りとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 指導者として不適切と認められる事実が判明したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容及び理由を記載した文書により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度における指導者資格の取得等の申出の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に指導者資格を取得し、又は更新する場合は、同条中「指導者資格を取得し、又は更新しようとする前」とあるのは「令和7年12月1日まで」とする。

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 R7.9.16～R7.10.15)

文書 番号	許可日	決 定	開催期間	事業名	団体名
488	R7.9.10	許 可	R7.11.15	キッズマネーセミナー はじめてのおしごと体験	キッズマネーステーション
463	R7.9.17	許 可	R7.11.29	令和7年度北播磨青少年健全育成関係機関・団体合同研修会	北播磨補導委員連絡協議会
461	R7.9.22	許 可	R7.12.6	映画「夢みる給食」上映会&感想シェア会+マルシェ	加東オーガニックアクション
465	R7.9.22	許 可	R7.12.27	映画「かば」全国上映会	映画「かば」全国上映活動団体
469	R7.9.30	許 可	R8.3.14	華道 末廣流 いけばな展	華道 末廣流
498	R7.10.6	許 可	R7.11.2	①ふわふわ！もちもち！まるで雲！？スライムづくり ②まんまるふわふわポンポンアクセサリー ③暗闇で光る！竹でつくるミニランタン ④世界に1つだけのツリーかざりをつくろう！	一般社団法人 1 P O M E
512	R7.10.10	許 可	R7.12.6	社高校生とつくる地域の未来 ～小学生みんなでやろうぜ！部活体験～	加東ライオンズクラブ

許 可	7
不許可	0
取 消	0
申請件数合計	7

令和7年度 図書館の利用状況（2025年9月末現在）

■ 9月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	18	3,151	3,106	-1.4%	467	16,426	15,785	-3.9%	24
滝野	21	2,463	2,489	1.1%	320	15,053	14,873	-1.2%	24
東条	6	838	828	-1.2%	210	5,012	4,764	-4.9%	24
ウェブ		1,688	1,855	9.9%	3,299	1,688	1,855	9.9%	
合計	45	8,140	8,278	1.7%	4,296	38,179	37,277	-2.4%	

■ 4月～9月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	315	20,247	19,398	-4.2%	3,255	106,590	98,179	-7.9%	152
滝野	213	15,757	15,180	-3.7%	2,492	96,830	91,090	-5.9%	149
東条	92	4,941	5,207	5.4%	1,255	30,848	29,903	-3.1%	149
ウェブ		10,095	10,030	-0.6%	18,669	10,095	10,030	-0.6%	
合計	620	51,040	49,815	-2.4%	25,671	244,363	229,202	-6.2%	

■ 4月～8月の年度別貸出冊数グラフ



発達サポートセンター相談件数実績報告（R7年度）

R7年9月末現在

< 相談件数 >

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
件	214	381	176	124	78	110	0	0	0	0	0	0	1,083

< 相談年齢区分 >

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
未就園	2	7	1	7	9	8	0	0	0	0	0	0	34
保育所等・幼稚園	37	49	100	69	36	39	0	0	0	0	0	0	330
小学校	102	285	33	29	29	40	0	0	0	0	0	0	518
中学校	63	32	27	5	3	11	0	0	0	0	0	0	141
高校	3	4	11	4	1	4	0	0	0	0	0	0	27
専門学校・大学等	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
成人	6	4	4	9	0	6	0	0	0	0	0	0	29
他市町	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計	214	381	176	124	78	110	0	0	0	0	0	0	1,083

< 相談経路 >

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
来所相談	13	17	9	12	3	13	0	0	0	0	0	0	67
電話相談	32	30	19	21	13	29	0	0	0	0	0	0	144
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係機関	来所	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	5
	電話	19	19	24	38	22	0	0	0	0	0	0	151
	訪問	10	122	37	3	0	0	0	0	0	0	0	177
巡回相談	11	245	92	18	1	15	0	0	0	0	0	0	382
発達相談	19	26	22	34	37	27	0	0	0	0	0	0	165
その他	119	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	129
合 計	223	461	207	130	79	120	0	0	0	0	0	0	1,220

< 相談内容 >

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
特性理解	55	109	177	64	57	93	0	0	0	0	0	0	555
療育	3	2	3	2	5	3	0	0	0	0	0	0	18
就園・就学	8	11	3	6	3	8	0	0	0	0	0	0	39
学校生活	33	460	22	13	17	37	0	0	0	0	0	0	582
就職	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4
サポートファイル	120	0	7	3	11	7	0	0	0	0	0	0	148
その他	51	183	92	86	28	60	0	0	0	0	0	0	500
合 計	270	765	304	175	121	211	0	0	0	0	0	0	1,846

かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。



11月の給食のテーマ 地元食材と 旬の野菜を味わおう

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人あたり kcal	たんぱく質 g	
4火	ごはん	○	すきやきに ししゃもこめフライ 小1こ 中2こ わふうサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく、やきどうふ ししゃもフライ チキンハム、わかめ	ごはん やきふ、さとう、あぶら オリーブあぶら、ごまあぶら、ごま	たまねぎ、はくさい いとこんにやく、ごぼう もやし、ねぶかかねぎ キャベツ、きゅうり	602 (803)	22.4 (29.3)	
5水	パン	○	しろいんげんまめのスープ てりやきチキン キャベツのツナマヨサラダ チョコレートチルド	ぎゅうにゅう ポークハム しろいんげんまめのピューレ とりくに、まぐろあぶらづけ	コッパン さとう、でんぶん ノンエッグマヨネーズ チョコレートチルド	たまねぎ、にんじん スイートコーン、パセリ キャベツ、きゅうり	679 (863)	28.5 (37.6)	
6木	ごはん	○	ポークカレー だいずのフレンチサラダ ヨーグルト	ぎゅうにゅう ぶたにく だいず、とりささみ ヨーグルト	ごはん じゃがいも、あぶら さとう	たまねぎ、にんじん、にんにく きゅうり	640 (811)	26.0 (31.7)	
7金	歯に良い献立 ごはん	○	さつまじる だいずとかえりちりめんのごまぶし ブロッコリーとれんこんのあまずあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく、かまぼこ、みそ だいず、かたくちいわし	ごはん さつまじも でんぶん、あぶら、さとう、ごま オリーブあぶら	にんじん、だいこん、ねぎ ブロッコリー、れんこん	585 (750)	21.3 (25.9)	
10月	かとう夢プラン ごはん	○	きのこのすましじる ひやくにちどりのからあげ 小2こ 中3こ ごまじゃこサラダ ひょうごゆずゼリー	ぎゅうにゅう とうふ、かまぼこ ばんしゅうひやくにちどり しらすばし	ごはん でんぶん、あぶら ごま、さとう、ごまあぶら ゆずゼリー	しめじ、しいたけ、えのき にんじん、ねぎ キャベツ	672 (858)	27.4 (36.2)	
11火	ごはん	○	マーボーだいこん やきぎょうざ 小2こ 中3こ パンパンジーサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく、みそ ぎょうざ、とりささみ	ごはん さとう、ごまあぶら、でんぶん ごま	しょうが、にんじん、たまねぎ ほししいたけ、きくらげ だいこん、ねぎ キャベツ、もやし、きゅうり	602 (784)	22.8 (28.5)	
12水	こくとうパン	○	はくさいスープ たまねぎコロッケ ビーンズサラダのごまマヨあえ	ぎゅうにゅう ベーコン だいず、ひよこまめ、とりささみ	こくとうパン じゃがいも、ごまあぶら たまねぎコロッケ、あぶら、ごま さとう、ノンエッグマヨネーズ	はくさい、たまねぎ にんじん、にんにく えだまめ、スイートコーン きゅうり	636 (805)	23.6 (29.3)	
13木	ごはん	○	みそおでん だしまたまごのあんかけ うみとはけのサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう、ぶたにく、ちくわ さつまあげ、あつあげ きざみこんぶ、みそ、だしまたまご まぐろあぶらづけ、ひじき	ごはん さとう、でんぶん ごま、ごまあぶら、オリーブあぶら	だいこん、こんにやく にんじん キャベツ、スイートコーン	625 (779)	27.2 (31.9)	
14金	ごはん	○	だいこんのみそしる キャベツつくねのてりやき だいずとひじきのいために	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、みそ キャベツつくね、だいず、ひじき さつまあげ、ちくわ	ごはん さとう、でんぶん、あぶら	にんじん、たまねぎ だいこん、ねぎ	592 (747)	22.1 (26.6)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	624 (796)	25.2 (31.3)

JAみのりから提供いただいた播州百日どりをはじめ、加東市産・兵庫県産の食材を積極的に取り入れています。また、秋野菜のごぼうやさつまいも、しいたけなどのきのこ類、冬野菜の大根や白菜など、旬の野菜も多く取り入れました。
食材をつくってくださる方への感謝の気持ちをもち、地元食材と旬の野菜を味わいましょう。

11月のかみかみメニュー
4日(火) ししゃも米粉フライ
7日(金) 大豆とかえりちりめんの
ごままぶし
ブロッコリーとれんこんの
甘酢あえ
10日(月) ごまじゃこサラダ
21日(金) ニシンの
薬味醤油がけ
25日(火) 焼きししゃも
27日(木) 五目豆



11月8日は「いい歯の日」

11月8日は「いい歯の日」です。「118」が「いい歯」の語呂合わせで、日本歯科医師会が歯の健康増進啓発のためにつけた記念日です。
皆さんはむし歯のない健康な歯を保っていますか？歯は食べ物をしっかりかむためにとても大切です。健康な歯を保つと、将来にわたっておいしく楽しく食事ができます。よくかんで食べて、歯と口の健康を保ちましょう。

「ゆっくりよくかむ」メリット

・脳の働きを活性化する
よくかむことで脳に流れる血液が増加し、脳の働きが活発になります。



・味覚の発達を促す
だ液が出て、食べ物そのものの味を感じることができます。



・胃腸の働きを助ける
だ液と混ぜ合わせながら食べ物を小さくすることで、消化しやすくなります。



・肥満を予防する
ゆっくりよくかむことで、満腹感が得られ、食べすぎを防ぎます。



かむ回数を増やすために

- ①かみごたえのある食べ物を食べましょう
かたいもの、繊維質が多いものを食べましょう。玄米・雑穀ごはん、ごぼう、たけのこ、きのこ類、昆布、小松菜、もやし、イカ(するめ)、豆類などがかみごたえのある食べ物です。
- ②飲み物や汁物などの水分で流し込まないようにしましょう
水分で流し込むのではなく、よくかんで飲み込む習慣をつけましょう。

かとう夢プラン 楽しみのある学校給食特別メニュー

11月10日(月)

「地域の名産！播州百日どり給食」

- ・ごはん
- ・きのこのすまし汁
- ・ごまじゃこサラダ
- ・牛乳
- ・百日どりの唐揚げ
- ・兵庫ゆずゼリー

JAみのり25周年を記念し、播州百日どりを無償で提供していただきました。
播州百日どりはその名の通り、卵からかえっておおむね100日間飼育される播州の鶏です。加東市と同じ北播磨の多可町で生産されます。鶏の大きさは3kg程度のものが多い中、播州百日どりの出荷時の体重は約4kgと、大きく育ちます。播州百日どりの肉は分厚いので、かんだ時に肉汁があふれだすのが特長です。
播州百日どりのほか、加東市産のしいたけや、兵庫県産のしらす干し、ゆず果汁のゼリーなど、地産地消に取り組んだ献立です。地元のめぐみに感謝していただきましょう。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をととのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1杯分 kcal	たん白質 g	
17月	ごはん	○	はっぼうさい にくだんごのあまずあんかけ はるさめサラダ	ぎゅうにゅう ぶたにく、にくだんご	ごはん でんぶん、ごまあぶら あぶら、さとう はるさめ、ごま	たまねぎ、にんじん、たけのこ きくらげ、しいたけ、はくさい もやし、しょうが、にんにく きゅうり	607 (780)	23.4 (29.0)	
18火	ごはん	○	すいとん ぶたにくのしょうがいため やきいも	ぎゅうにゅう とりにく、ぶたにく	ごはん すいとん、さとう さつまいも	にんじん、ごぼう、はくさい しいたけ、ねぎ たまねぎ、しょうが	637 (805)	27.6 (33.8)	
19水	げんりょう パン	○	きのこクリームスパゲティ チキンウインナーのケチャップかけ 小2 ぼん 中1 ぼん きゅうりとコーンのツナマヨあえ	ぎゅうにゅう ベーコン、とうにゅう チキンウインナー まぐろあぶらづけ	コッペパン スパゲティ、さとう でんぶん ノンエッグマヨネーズ	たまねぎ、ごまつな マッシュルーム、しめじ、エリンギ きゅうり、スイートコーン	634 (821)	27.4 (36.1)	
20木	ごはん	○	にらたまじる はるまき ぶたにくとだいごんのかんこくに	ぎゅうにゅう けいらん はるまき、ぶたにく	ごはん でんぶん、あぶら さとう、ごまあぶら、ごま	たまねぎ、にら、にんじん だいごん、ねぎ にんにく、しょうが	645 (838)	22.1 (27.5)	
21金	ごはん	○	にくとじゃがいものうまに ニシンのやくみじょうゆがけ  わかめときゅうりのすのもの	ぎゅうにゅう ぶたにく、ちくわ にしん、わかめ	ごはん じゃがいも さとう、ごま、でんぶん	しょうが、にんじん たまねぎ、いとこんにやく にんにく、ねぎ、ゆず きゅうり	619 (768)	26.6 (31.2)	
25火	ごはん	○	じゃぶに やしきしゃも 小2 び 中3 び  ひじきサラダ	ぎゅうにゅう とりにく、とうふ ししゃも ひじき、ポークハム	ごはん さといも、さとう、あぶら ごま、ノンエッグマヨネーズ	いとこんにやく、ごぼう にんじん、たまねぎ しいたけ、ねぎ キャベツ、きゅうり	587 (757)	23.1 (29.0)	
26水	パン 	○	さつまいもシチュー タンドリーチキン コールスロー	ぎゅうにゅう ぶたにく、とりにく	コッペパン さつまいも さとう、ノンエッグマヨネーズ	にんじん、たまねぎ しめじ、パセリ しょうが、にんにく キャベツ、スイートコーン	632 (817)	27.7 (35.2)	
27木	かとう和食 給食の日 ごはん	○	じゃがいもとわかめのみそじる さばのごまだれがけ ごもくまめ 	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ わかめ、みそ さば、だいず	ごはん じゃがいも さとう、ごま、でんぶん	にんじん、たまねぎ、えのき れんこん、ごぼう、こんにやく	629 (797)	24.2 (29.6)	
28金	ナン 	○	ポトフ ポテトとおこめのチキンカツ キーマカレー	ぎゅうにゅう ミニウインナー チキンカツ ぶたにく、だいず	ナン じゃがいも オリーブあぶら、あぶら	にんじん、たまねぎ、キャベツ スイートコーン、パセリ にんにく、マッシュルーム	609 (747)	29.8 (36.1)	
 マークの日は、 かみかみメニュー の日です。  マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	624 (796)	25.2 (31.3)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

18日(火)すいとん

すいとんとは、小麦粉に水を加えてこね、手で丸めたりちぎって加工し、汁で煮た料理のことです。のどにつまらせないように気をつけて食べましょう。

ま

大豆・大豆製品

こ

ごま

は

発酵食品

や

野菜

さ

魚

し

きのこ類

い

いも類

わ

海藻類

11月24日は「和食の日」

和食文化を次世代に向けて保護・継承していくため、11月24日は“いい日本食”「和食の日」と制定されています。和食には、日本人が大切にしてきた自然をうやまう心や習わし、多くの知恵が詰まっています。加東市でも、11月27日に和食給食を提供します。

自然をうやまう気持ちを込めた和食

自然からのめぐみが多い日本では、自然をうやまい、感謝する気持ちが受け継がれてきました。和食には、自然をうやまう気持ちが込められています。

季節の食材や 季節に合った器を使う

季節ごとによくとれる旬の食材を使った料理がつけられます。また、木や竹など、自然の素材でできた器が使われます。

豊かな水を使った食べ物

日本では、きれいな水が豊富に得られます。豆腐など、豊かな水を生かした食べ物がつくれます。



自然が持つ力を利用

わさびには、菌を増やさないはたらきがあり、生の刺身と合わせて食べます。薬味が持つはたらきなど、自然の力を利用しています。



感謝を表す言葉

「いただきます」「ごちそうさまでした」は、自然のめぐみへのありがたき気持ちを表しています。



和食の合言葉

「まごはやさしいわ」

和食×SDGs「もったいない」の心

和食に込められた、自然をうやまい、自然に感謝する気持ちをよく表す言葉が「もったいない」です。昔から、料理を粗末に扱ったり、残して捨ててしまうことは「もったいない」とされてきました。

環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア人、ワンガリ・マータイさんは、「もったいない」という日本語に感動して、環境を守る世界共通語として「MOTTAINAI」を広めることを呼びかけました。

最近では、食べられるものを捨ててしまう食品ロスが問題になっています。家庭や飲食店から、たくさんの食べ物が捨てられる理由や、食品ロスをなくす方法などについて、ご家庭でも考えてみてください。



ワンガリ・マータイ著
「モッタインナイで
地球は緑になる」
(木楽舎)

栄養教諭より

和食は、日本人が昔から受け継いできた自然をうやまう気持ちから、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。しかし、食の多様化が進むにつれ、パン食が増え米の消費量が減少したり、正月におせち料理を食べない人が増えているのが現状です。ぜひ、和食文化を見直す機会にしてください。

